小松市アライグマ防除実施計画

令和3年 3月

目 次

1	計	画策/	定の)背	景	と	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	特	定外	来生	生物	の	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	防	除を	行う	区	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	防	除を	行う	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	現	状		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	生息	、状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	被害	米	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(3)	捕獲	• ?	狩狐	鼡北	犬沙	2	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
6	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
7	防	除のこ	方法	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
8	調	查研究	究•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
9	普	及啓	発•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
<	様式	; >		•					•				•								•										7

1 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」と表記します。)が公布され、同17年6月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」^{**}が実施できることになりました。

※ 防除とは、特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の 予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

(2) アライグマの特定外来生物への指定

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマによって、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害が発生しつつあります。

アライグマは、平成17年6月に施行された外来生物法により、このような被害をもたらす動物として「特定外来生物」に指定され、野外に放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

(3) 外来生物法に基づく防除実施計画

小松市では、平成19年度頃から生息が頻繁に確認されていましたが、国内では天敵がいない上に増殖力が強く、その後も生息域が広がり生息頭数も増加していると推測されます。それに伴い、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されています。アライグマは、これまで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」と表記します。)に基づく捕獲が行われてきましたが、地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、外来生物法に基づ

く防除実施計画を策定するものです。

(4) 本市におけるアライグマ対策

① これまでのアライグマ対策

平成19年度から平成22年度にかけて、農業被害や家屋侵入被害の報告はわずかであり、農地への侵入防止策までに至っておらず、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲も年間0~6頭程度で推移していました。

平成23年3月(平成22年度)に「小松市アライグマ防除実施計画」を策定し、 平成23年4月より防除を実施した結果、捕獲件数が最も多い平成27年度には31 頭の捕獲に至った。近年は減少傾向であり、捕獲件数は年間0~10頭程度で推移 しています。

② 今後のアライグマ対策

本市では、平成27年度をピークに目撃・捕獲件数は減少傾向ではあるが、完全排除には至っていない。アライグマは前記のとおり、本来、日本には生息すべきでない動物であり、対症療法的な被害防止対策より、計画的で効率的な対策が望まれています。

このため、外来生物法に基づく「防除実施計画」を引き続き策定し、適切な目標を設定の上、計画的な防除を進めていくこととします。

(5) 第2・第3のアライグマ問題が発生しないように

アライグマが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、安易に輸入・販売 した上に、無責任に捨てたり、不充分な管理により逃亡されたりした人間の責 任といえます。

今後は、我々人間が、家庭で動物を飼う責任を充分に理解し、アライグマの 悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生した という事実を充分認識した上で防除に努めていく必要があります。

2 特定外来生物の種類

アライグマ(学名:プロキュオン・ロトル) カニクイアライグマ(学名:プロキュオン・カンクリヴォルス)

3 防除を行う区域

小松市全域(371.05平方キロメートル)

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から令和13年3月31日まで (外来生物法に基づく防除の告示において定められた期間)

5 現 状

(1) 生息状況

本市では平成19年度頃から生息が頻繁に確認され、主に里山を中心とした農作物への被害報告でしたが、現在は、市街地での家屋への侵入やペット被害も確認され、生息密度の差はあれ市内全域に生息域は広がっています。

(2) 被害状況

① 農業被害

アライグマによる農業被害については、夏から秋を中心に発生しており、サ ツマイモ、トウモロコシ等への農作物の被害報告が多く、営農意欲が大きく減 退することが危惧されています。

② 生活環境被害

繁殖期の際に子育てのため、家屋に侵入し屋根裏等に巣を作りやすく、糞尿による被害報告が発生しています。本市でも家屋に侵入した例があり、今後さらに被害報告が増えることが予想されます。

③ 生態系被害

カエルなどの両生類、鳥類の卵やヒナ、甲殻類や魚類を捕食するため、在来 種への生態系被害が危惧されています。またタヌキと生態が似通っているため 生息数の増加に伴いタヌキの生息数の減少が予想されます。

④ 人の生命及び身体への被害

アライグマは平成 12 年から狂犬病予防の検疫対象となっており、レプトスピラ等の寄生虫が生息する可能性がある上に、アライグマ回虫を保有している可能性があります。アライグマ回虫は、今のところ日本の野生化固体からは未検出ですが、動物園での飼育固体からは検出されており、感染すると治療法がなく、アメリカでは人体への感染に伴う死亡事例も報告されています。アライグマ回虫は、アライグマに寄生し糞尿とともに虫卵が出てくるため、アライグマが糞尿を排出している可能性がある地域で、砂場で遊んでいる子どもが口をぬぐったり、川の水で顔や手を洗ったりして感染する可能性があります。

(3) 捕獲・狩猟状況

本市では平成19年度に生息が頻繁に確認されてから、鳥獣保護管理法に基づく捕獲活動を行っております。また、市民が自ら住居に侵入したアライグマを 民間の駆除業者に対策を依頼するケースも発生しています。

アライグマの捕獲件数実績

単位:頭

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
6	0	4	6	12		
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
26	3	15	31	18		
平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	計		
12	10	0	3	144		

[※]令和2年度は令和3年2月26日現在の実績値

6 目 標

本市においては、アライグマの捕獲件数は年々減少傾向に至るが、目撃情報や被害報告などがあることから、引き続き地域からの完全排除を目標とします。なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、地域ごとに詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域の設定を行います。

② 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等 を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲班の編成

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成します。

イ 捕獲班の構成

捕獲班を構成し捕獲に従事する者(以下「捕獲従事者」と表記します。) は、原則として使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有す る者とします

ただし、狩猟免許を有しない者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者(県、市町、社団法人石川県猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者)は捕獲従事者に含むものとします。

(参考) 捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛ける ことをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には該当しません。

ウ 捕獲従事者台帳の整備等

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」(様式第1号)を整備します。

④ 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所、設置期間を判断します。
- ・ 箱わなに使用する餌は、アライグマを可能な限り選択的に捕獲しうる餌 を選定します。
- ・ 捕獲に当たっては、防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障が ないよう配慮します。
- ・ 箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

イ 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は本市が発 行する「捕獲従事者証」(様式第2号)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどがないか等、周辺への 安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置 を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いに当たっては、革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、バーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。
- ・ 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、本市発行の外来生物法に基づく

防除である旨を記載した金属性又はプラスチック製の標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします(文字の大きさは1文字あたり縦横1センチ以上)。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・ アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における 捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又 は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとします。
- ・ わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施することとします。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を 行わないこととします。
- ・ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内 において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- 同法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、 銃器による捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこととします。
- ・ 銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこととします。

(参考) 原則として箱わなによる捕獲とするため、上記規定は通常は適用されません。

⑤ 捕獲個体の処分

捕獲したアライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分し、焼却、埋設等適切に処理します。

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」

(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる 限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失 状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

⑥ 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分することとします。 この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として市町村のごみ焼却施設等 で処分することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公 衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するもの とします。

(2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、設置したわな1基ごとに1枚の「捕獲記録票」(様式第3号)を 作成し、本市産業未来部エコロジー推進課に提出するものとします。

(3) モニタリング

本市は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の 進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映するよう努 めます。

(4) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

町内会や農業団体等地域ぐるみで、アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、住民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

① 侵入の予防措置

ア 誘引条件の排除

次のことを普及啓発します。

- 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・ 残飯を屋外に放置しない。
- ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

イ 家屋等への侵入防止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た 人家の屋根裏、納屋、廃屋等に棲みつき、繁殖する場合があるため、アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網など でふさぐなどして侵入を防止するよう住民への普及啓発を行います。

② 被害発生の防止措置

ア 侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所をふさぐようにします。

8 調査研究

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めるものとします。

9 普及啓発

市民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報パンフレットの作成、インターネット・SNSによる情報提供等を行います。

(参考) 普及啓発のポイント

- (1) アライグマ問題発生の背景
- ① アライグマは、ペットとして日本に大量に輸入され販売されました。しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難であったことから、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものです。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果であると言えます。
- ② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。
- ③ 家庭でペットを飼う場合は、死ぬまで愛情と責任を持って飼育する必要があります。
- (2) アライグマ問題に対する私たちの責務
 - ① アライグマがかわいそうと言うだけでは問題は解決しません。現 状はアライグマによって農業被害や住居被害に悩む住民があり、居 場所がなくなり命を失う獣類や捕食される鳥がいます。人間が起こ した責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、 今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考えます。
 - ② 既に野生化しているアライグマは、農業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除(防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分(安楽死))を進める必要があります。また、できる限り早期に防除することが、処分されるア

ライグマの数と投資コスト(経費)が少なくて済むことになります。

<様式>

「捕獲従事者台帳」(様式第1号)

捕獲従事者の登録状況、担当地域、狩猟免許の有無等について記載するための台帳

「捕獲従事者証」(様式第2号) 捕獲従事者が携帯する従事者証

「捕獲記録票」(様式第3号)

毎回、設置した箱わな1基ごとに、捕獲従事者が報告用に作成する記録票

(様式第1号)

従事者登録情報	有効期間	RO. 0. 0~ RO. 0. 0	RO. 0. 0~ RO. 0. 0															
従事者	登録年月日	RO. O. O	RO. O. O															
4	交付機関名	石川県	小松市															
狩猟免許及び講習情報	交付年月日	RO. O. O	RO. O. O															
茶	登録番号	03-第○号	03-第○号															
î	XX	猟友会員	農業															
1 - 1 - 1	化事有 壮別	小松市○○町○○番地	小松市○○町○○番地															
2	79247	コマツ タロウ	コマツ ジロウ															
ţ	大名	小松 太郎	小松 次郎															
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	捕獲区吸	小松市内	小松市内															
Ė	一一	1	2	3	4	ro	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17

(様式第2号)

(裏面) (表面) 様式第2号 (裏面) 注意事項 1 従事者証は、外来生物の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 03-第○号 捕獲従事者証 2 従事者証は、国もしくは地方公共団体の権限ある職員、警察官、 (小松市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証) その他の関係者が提示を求めた時はこれを拒んではならない。 3 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、小松市に返納しなければならない。 許可の内容 小松市長 印 有 効 期 間 捕獲区域 捕獲 方法 名日 件考 条

※5.5センチ×9.1センチ(名刺サイズ)、両面印刷

(様式第3号)

(小松市アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲記録票)

特記事項	(使用した餌など)											
(神界ところ)	仲一 ~ 「正 取 /	(性別) オス・メス・不明										
(田) 伊斯公子田野牛	捕煲凹1407月報(四746 とで正載)	c m	c m	c m	c m	c m	c m	c m	c m	c m	c m	c m
n	Įc.	(頭胴長)										
Ħ	争力	1										
	捕煲平月 口	RO.0.0										
捕獲場所	地目等	○番地の草地付近										
構	所在地											

依頼事項

捕獲場所の「所在地」は、町内・集落等の位置を記入してください。 「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。 捕獲個体の頭胴長(頭の先から尻までの長さ(尻尾は除く))を記入してください。 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。また、捕獲にあたっての工夫があれば記入ください。